

国土計画政策指針

NPPG18 計画及び歴史環境
1999年4月

スコットランド局発行

= 目次 =

[序文](#)

[歴史環境](#)

政策及び法的な枠組み

[計画政策の枠組み](#)

[法律による指示](#)

[保全地区](#)

[世界遺産サイト](#)

[歴史的庭園及び修景](#)

[ヒストリック・スコットランドの役割](#)

[地方自治体及びその他の組織の役割](#)

歴史環境に関する計画

[保全及び持続可能な開発](#)

[持続可能な開発における実際的\(スコットランド的\)見通し](#)

[最も実行可能な利用法](#)

[保全及び経済的繁栄](#)

必要とされる活動

[調査及び分析](#)

[都市景観監査](#)

[保全地区評価](#)

[開発計画](#)

[地方計画](#)

[開発管理](#)

[第4条指令](#)

[重要文化財建築の管理](#)

[保全地区の管理](#)

[破壊](#)

[建造物の記録](#)

[補足的活動](#)

[開発に関する指示事項](#)

[デザインガイド](#)

[危機に瀕した歴史的建造物](#)

[結び](#)

注記

参考文献

国土計画政策指針 (National Planning Policy Guideline) :NPPG18 計画集

国土計画政策指針 (National Planning Policy Guidelines、NPPG) では、適切であれば場所に関する枠組みによって支えられる、国家的に重要な土地利用及び他の計画事項に対する政府政策の声明が提供される。

回状 (政府政策の声明も提供される) には、法律上又は手続き上の変更を通じた政策の実行に関するガイダンスが含まれる。

計画への勧告に関する覚書 (Planning Advice Notes、PAN) では、適切な業務及びその他の関連情報に対する勧告が提供される。

NPPG 及び回状に含まれる政府政策の声明は、関連性のある限り、開発計画の準備や開発管理で考慮される重要な検討事項となり得る。

【序文】

1. 戦後の時代には、歴代政府が歴史環境を保護することに高い優先性を与えるのが見られた。この歴史環境には、有形の建造遺産 - 歴史的建造物と都市景観、公園と庭園、修景、古代の記念建造物、考古学的な遺跡及び景観が含まれる。歴史環境には、政府の歴史関連団体にとって重要な場所の他に、これらの特性及び区域から成る広い設定も含まれる。国家遺産の保護は、環境に対する責務及び政府政策の核心にある持続可能な開発の基本的要素である。

2. この国土計画政策指針 (NPPG) では、主に重要文化財建築、保全地区、世界遺産サイト、歴史的庭園、修景とそれらの周辺環境の状態が扱われる。この指針は古代の記念建造物や考古学的な遺跡・景観の保護における計画体系の役割について述べた NPPG5 考古学及び計画 を補完するものである。

3. この NPPG は、保護、保全及び向上に対する意見とともに、歴史環境に関する政府の計画政策が述べられる。政府の施策 (approach) に重要なことは、現代の需要に対して協調的で即応的であり続けることと、保存を保証する必要性である。指針では、既存の法的な枠組みに基づいて、重要文化財建築及び保全地区を計画する準備を整えてきた。重要文化財建築及び保全地区に関する国務大臣の権利及び責任に関するガイダンスの一次資料は、重要文化財建築及び保全地区に関するガイダンスの覚書 (Memorandum of Guidance on Listed Buildings and Conservation Areas, 1998 年改訂) (摘要) で提供される。

4. この指針では、

開発計画案の案出や査定の時に地方自治体が考慮すべき歴史環境に関する国家的政策が概説される。

歴史環境の保護や変更の機会の促進がどのように持続可能な開発に寄与し得るかが説明される。

開発計画や開発管理に対する影響を含め、保全目的を達成するよう立案された、広範囲の計画作業を確認する。

指針では、歴史環境には単に過去の物理的な遺跡であるという以上のものが含まれることも認識されている。社会的・経済的な要因は、文化遺産に大いに役立つとともに、歴史環境の特性を定義する助けとなる。

【歴史環境】

5. 歴史環境は、スコットランドの文化遺産の基本的な部分であり、現在と過去の両方に対する我々の理解に寄与するかけがえのない記録として存在する。歴史環境は、我々の築かれた環境の発展と開発に関する枠組みとしての役目も果たす。歴史環境は、とてつもなく視覚的に訴える力を持ち、ひらめきや享有を与え、局地的、地域的、そして国家的なアイデンティティの意識を強める助けとなる。スコットランドの歴史環境はその多様性によって特徴づけられる。国際的に重要な要素もある。それらの要素には、エジンバラの新市街やニューラナーク等他の重要な計画的地域共同体のように、最良の計画や建築学上の業績がいくつか含まれる。さらに目立たない歴史的建造物、都市景観及び景観は、それらの特有な様式と特性、職人の技量の優秀性や、重要な考古学的遺跡としてその価値が評価される。歴史環境には、教育、娯楽、レジャー、観光、及びより広い経済活動にとって計り知れない重要性がある。

6. スコットランドにおける歴史的建造物、都市景観及び景観の実質的な遺産の多くは、すぐれた質を備える。スコットランドには、44,000 を超える重要文化財建築及び 600 近い保全地区がある。スコットランドにおける歴史的庭園及び人為的景観の一覧 (Inventory of Historic Gardens and Designed Landscapes in Scotland) では、特別な注意を払う価値があると見なされた歴史的な公園、庭園や修景が明らかにされる。遺跡の追加に対して検討がなされるが、一覧に含められた遺跡が 275 点ある。局地的に重要な建造物、都市景観、景観や、公式に指定された区域の境界を越えた他の区域も、重要な局地的資源であり、その根拠によって保護に値することがある。歴史的建造物、文化的特徴や自然環境の間関係は、その特定の個性や特性を区域に与えるのに役立つ。建物の間の空間、歴史的建造物及び区域の周辺環境の状態、歴史的な景観、都市公園、歴史的な街路の様式、歴史的な戦場や記念碑は、この点に関して特に重要である。質の良い近代的開発が我々の遺産の重要な部分を形成することを忘れないことも大切である。

7. 歴史的環境が残ったのは偶然ではない。法制は、建築学上又は歴史上の重要性がある建造物や区域の特性を見出し、保護する為に存在する。歴史的建造物の周辺環境の状態の保護や、すぐれた保全地区において特別な建築学上・歴史上の重要性を持つ建造物や都市景観の修復の為に与えられる助成金に関する条項もある。歴史環境の順調な保護、計画や管理は、物理的な構造を保護する為の約定とともに考慮される、土地利用や経済的又は社会的な活動の歴史的様式等の機能的な要素にも左右される。例えば、スコットランドの伝統的な家屋居住形態は、歴史環境の全体的な特性を与える過程を表し、建造物の種別又はレイアウトに影響を与える。このもう一つの例として、都市と市街地における多目的開発の圧倒的な普及がある。土地利用や社会的・経済的活動のパターンは、歴史環境の特性において主要な構成要素である。

8. 遺産問題に対するいっそう大きな公衆の意識や支援の他に、歴史環境保護の処置が適

用されるのにもかかわらず、歴史環境はまだ不適切な開発によって脅やかされる可能性がある。歴史的な区域は、物理的な構造の陳腐化、軽視、悪化や、それらの特性や特殊性の低下をもたらす得る経済の衰退や人口変動の影響を受ける。歴史的な名所は改良過程の産物であり、現在の住民の需要を満たす為に世代を超えて変化する。しかしながら変化に対する困難によって難しい問題が示される可能性があり、我々の遺産を保護する必要性を、変化にふさわしい機会を受け入れ促進する必要性と調和させることにおいて演ずるべき役割が計画にはある。歴史環境の力学を理解することは、その将来を保障することにおいて重要である。

政策及び法的な枠組み

【計画政策の枠組み】

9. 都市及び田舎 (country) に関する計画 (スコットランド) に関する法律 (1997 年制定) により、計画に関する法律が統合され、現在では特に建造物の一覧表登録、重要文化財建築の管理及び保全地区の指定に関して個々の法的条項が存在する。NPPG1 計画体系によって、計画体系の目的と計画政策が構成され実行される立法上・管理上の枠組みが示される。歴史環境の質の維持・向上や国家遺産の保存は、計画体系の重要な役割である。

(重要文化財建築及び保全地区の) 計画 (スコットランド) に関する法律 (Planning (Listed Buildings and Conservation Areas)(Scotland) Act, 1997 年制定)

10. その他の NPPG は、歴史環境に関連するものである。NPPG5 考古学及び計画 では、考古学的遺跡の認知、保護や記録における計画体系の役割に関するガイダンスが与えられる。このガイダンスは NPPG5 を補完するものである。土地利用と長距離移動の必要性を減らすための輸送のより良い統合が、歴史的な市街地等既存の中心部における開発がさらに大幅に集中することにつながる可能性がある。NPPG17 輸送及び計画 では、このことを認識し、輸送及び関連した土地利用の提案が歴史環境の質を損なわないようにする方法を探求する。歴史環境が重要な構成要素となることが多い中心街の活気や生活適性を強化することの重要性は、NPPG8 中心街及び小売業 (1998 年改訂) において提唱される。NPPG3 住宅供給のための土地 (1996 年改訂) では、新しい住宅供給のために十分利用されておらず空いた土地や建造物の再利用を促進する方法を探求する。これによって、歴史的な区域に新しい生命を吹き込む機会が提供される。NPPG14 自然遺産 では、自然資源であると同様、重要な文化的資源として歴史的景観の保護が支援される。

PAN42 考古学 も参照のこと。

PAN57 輸送及び計画 も参照のこと。

11. 計画体系では、他の土地利用、歴史環境に影響を与える輸送と環境保護の政策によって、保全政策の調整と統合の為の機構が提供される。土地利用、位置設定及びデザインに関して適切な開発を可能にすることにおいて果たすべき積極的な役割も、計画にはある。そのような役割を果たすことに関して、計画では、これらの区域において、歴史環境を不適切な開発から保護したり、特性を尊重して人々の需要に対してもたらされる変化に備えたりすることができる。開発計画では、保全問題における地域共同体の関与を可能にし、計画申請の決定に対する根拠を提供する。その開発計画によって、追加的な開発管理権限の行使を正当化する為の手段の供給も行われる。

【法律による指示】

12. 国務大臣は、特別な建築学上又は歴史上の重要性を持つ建造物の一覧表を編纂することが要求される。「建造物」という用語は大まかに定義され、例えば、より一般的な用語の理解に落ち着く建築物の他に、壁や橋が含まれ得る。保護は、一覧表に登録された建築物としての宅地において一覧表に登録された建造物の内部やすべての建造物にも及ぶ。特別な建築学上又は歴史上の重要性を持つ建造物は、国務大臣によって一覧表に登録され、範疇 A、B 又は C という三つの範疇に分けられる。一覧表登録の目的は、特別な建築学上又は歴史上の重要性を持つ建造物に影響を与えるとされる破壊、変質、修復又は向上がすべて制御されるようにすることである。

(重要文化財建築及び保全地区の)計画(スコットランド)に関する法律第一章及び覚書の第 1 項、第 2 項も参照のこと。

重要文化財建築の承認、又は重要文化財建築やその周辺環境の状態に影響を与える開発に対する建築許可に関して申請を決定する時に、計画担当局は、建造物やその周辺環境の状態の保存、又は建造物が有する特別な建築学上又は歴史上の重要性にかかわるあらゆる特性の望ましさに特別な関心を持つように要求される。

(重要文化財建築及び保全地区の)計画(スコットランド)に関する法律第 14 項 2 号及び第 59 項 1 号を参照のこと

【保全地区】

13. 保全地区とは、特別な建築学上又は歴史上の重要性や、保存や向上が望ましいとされる特性や外観を有する区域のことである。これらの区域の設定は、設定の範囲にも含まれ得る。重要文化財建築と異なり、選択や指名は、国務大臣が保全地区を指名する為の権限を持っていても、計画担当局によって実行される。指名による主な影響は、他の点では必要とされないであろう特定の種別の開発に対して承認が必要とされることである。この段階での管理は、ある特定の状況で、第 4 条指令の導入によってさらに向上することができる(第 40 項参照)。指名によって、保全地区において一覧表に登録されていない建造物の破壊に対する抑制も行われる (第 48 項参照)。保全地区の特性又は周辺環境の状態は、しばしば個々の又は特有なグループの系図に依存する。保全地区の指名によって保全地区ですべての系図にわたって一時的な保護が行われる一方で、これらの系図は系図保存命令 (Tree Preservation Orders) によって永続的な保護を与えられる。広告に関する追加的な管理も、保全地区に導入され得る。

(重要文化財建築及び保全地区の)計画(スコットランド)に関する法律第 II 部及び覚書第 3 項

保全地区に影響を与える開発に関する建築許可の申請すべてを決定する時に、計画担当局は、関連する指定区域の特性又は外観の保存又は向上についての望ましさに特別な注意を払うことを要求される。

(重要文化財建築及び保全地区の)計画(スコットランド)に関する法律第 64 項

14. 計画担当局は、保全地区の保存又は向上の為に進歩的な提案を行う義務も有する。従って、保全地区は、地方自治体にとって築かれた環境の質を改善する時に利用可能な尺度の一つである。これらの区域の特性又は外観が保護され、向上される場合、それらの積極的な管理は極めて重要である。さまざまな資金供給源は、通常協力ベースで、ヒストリック・スコットランドとその他の関連組織から、向上事業計画の立案や実行を援助する為に、地方自治体を利用することができる。国務大臣は、地方自治体とともに、保全地区の促進、保存又は向上に対して助成金又は有償資金を提供する権限を有する。従って、保全地区の指名は、単に開発全体にわたって行使される管理の段階を上げる方法として用いられるべきではない。

(重要文化財建築及び保全地区の) 計画 (スコットランド)に関する法律第 63 項

【世界遺産サイト】

15. 世界遺産条約 (World Heritage Convention) は、1972 年にユネスコによって採択されてから英国によって批准され、これによって、世界遺産サイト一覧表への登録に値する顕著な普遍的価値を持つ文化的遺跡・自然遺跡の検証、保全及び保存を行う。ヒストリック・スコットランド は、文化的な遺跡がスコットランドから英国の仮一覧表に含まれるべきである勧告を国務大臣に提供する。そしてそれは指名手続きにおける第一手続である。スコットランドには現在、世界遺産サイトが二つある。聖キルダ (St. Kilda、その自然の価値による) 及びエジンバラの旧・新市街区域 (それらの文化的な価値による) である。遺跡指名に続いて行われる保護及び管理に対する責任は、所在国の政府にある。追加立法による管理は指名に起因しないが、明確な政策の枠組みの組み合わせ及び包括的な管理計画は、これらの区域の質を維持したり向上させたりするのを助ける為に確立されるべきである。計画申請を決定する時に、世界遺産サイトに対する開発事案の影響は、主要な必須検討事項となるであろう。

【歴史的庭園及び修景】

16. スコットランドにおける歴史的庭園及び人為的景観の一覧は、ヒストリック・スコットランド及びスコットランド自然遺産 (Scottish Natural Heritage) によって共同で編集され、維持される。歴史的庭園又は人為的景観に対する開発事案の影響は、計画申請の決定において重要な検討事項である。計画担当局は、一覧に含まれる遺跡に影響を与える可能性があるすべての開発事案について、国務大臣及びスコットランド自然遺産に相談しなければならない。

覚書第 5 項及び都市及び国土に関する計画 (一般的な開発手続き)(スコットランド) に関する命令 (Town and Country Planning (General Development Procedure) (Scotland) Order, 1992 年制定) 第 15 条を参照のこと

【ヒストリック・スコットランドの役割】

17. ヒストリック・スコットランドは、スコットランドの建造遺産の保護及び公開と、建造遺産政策に関する国務大臣への勧告に関し、国務大臣の役割を履行することに責任があるスコットランド局の行政機関である。ヒストリック・スコットランドは、古代記念建造物及び考古学的区域に関する法律 (Ancient Monuments and Archaeological Areas Act, 1979 年制定) に基づいて、歴史的建造物の一覧表登録及び保護、並びに古代の記念建造物の保存対象指定

及び保護に関して、法律に定められた国務大臣の任務を執行する。ヒストリック・スコットランドは、国務大臣の代理として助成金目的に値するほど「顕著な」保全地区の分類を考慮し、歴史的庭園及び人為的景観の一覧の編集に関して共同で責任を負う。ヒストリック・スコットランドは、特別な建築学上又は歴史上の重要性を持つ建造物の修復、「顕著な」保全地区における建造物や都市景観、そして古代の記念建造物の為の助成金事業計画も管理する。政府機関は、重要文化財建築及び保全地区に関するガイダンスの覚書を作成する責任がある。一連の技術的助言覚書(Technical Advice Notes、TAN)では、歴史的建造物や伝統的な建造物資材の使用と修復に関するさまざまな問題についての詳細なガイダンスが提供される。ヒストリック・スコットランドは、国が管理する 300 を超える歴史的資産の直接的な管理及び促進に関しても責任がある。従って、ヒストリック・スコットランドは、歴史環境の積極的な管理において自らの権限をそれぞれ執行する地方自治体やその他の組織と協力して作業することによって、そして、築かれた遺産の保護及び保全の必要性について更に大きな認識を促進することによって、歴史環境の保護及び向上を保証することに努める。

【地方自治体及びその他の組織の役割】

18. 地方自治体は、歴史環境に関して広範囲の任務及び権限を有する。歴史環境の果たすべき役割は多くの開発計画にすでに反映され、主要職務は、政策の肯定的な局面を発展させて、それらを実施する為の手段を求めることである。計画担当局として、それらが自らの開発計画において適切な政策を採用し、開発管理の決定や他の手段によってそれらを履行することが重要である。また計画担当局は、それらの意思決定を通知し、歴史的建造物の所有者又はその他の公衆に勧告する為に、それらが十分な専門家の保全勧告を要求できることを保証するべきである。

19. 歴史環境の維持管理及び放置に対する主要な責任は、個々の所有者及び歴史的建造物の使用者にある。しかしながら所有者、使用者と公共企業体との協力は、長期にわたる歴史環境の保全の要諦となる。スコットランド市民トラスト(The Scottish Civic Trust)、スコットランド建築遺産協会(The Architectural Heritage Society of Scotland)、庭園歴史協会(Garden History Society) 等の国営アメニティ団体は、地方のアメニティ団体、共同体の議会や建造物保存トラストとともに、歴史環境の保護や奨励において、重要な役割も果たす。

歴史環境に関する計画：一般的な政策指針

【保全及び持続可能な開発】

20. 政府政策の核心にある持続可能な開発は、支配的な主題である。持続可能な開発の追求において、政府は歴史環境を有限でかけがえのない資源として認識し、それが今日享有され、将来の世代に良好な状態で渡されるように、その保存と継続的な利用を促進することに努める。既存の建造物の再利用は、破壊や再開発で使用された材料やエネルギーの消費を最小にする。伝統的な建材及び建設方法は、一般に強固であり、歴史的建造物の通常持つ寿命が近代的な建造物よりも十分に長いということに基づくと、いっそう幅広く普及され得る。この為、その歴史的建造物又は街並みの一部改築、維持管理や修復を伴う作業を共感的な方法で実行できるようにし、伝統的な建材の適切な供給源が明らかにされるようにすべきである。この資源の多様性、質や特別な特性が将来の世代の為に維持されるならば、歴史環境の経済的・社会的構造の維持や向上も極めて重要である。歴史環境における建築構造の軽視・損失の防止と、土地・建造物の有効活用・再利用の促進は、持続可能な開発に向けて実用的な方向で計画体系によって与えられる二つの方法である。

【持続可能な開発における実際的(スコットランド的)見通し】

21. 歴史的建造物に対する最も適切な用途が人為的であった行使である可能性が高くても、新しい経済的な用途では長期にわたってそれらの本来の目的を満たすことがないと無理なく思われる歴史的建造物に対して、新しい経済的な用途が見つかるべきである。歴史的建造物の多くが何百年もの間有効に利用され続ける。建造物が短期間で時代遅れになるという事実は、それ自体は好ましくない変化を正当化する事由ではない。

22. すべての歴史的建造物が容易に新しい使用に適用できるわけではないのだが、これがうまく行われた例は数多い。管理やデザインの専門的知識によって、形状、重要な細部の装飾及び構造物の歴史的な重要性を保持する方法で、これを行うことが可能であるべきである。しかしながら、作業事案の程度又は性質が歴史的な建造物又は区域の特別な建築学上又は歴史上の重要性を損なうとされる根拠により、その作業事案の程度又は性質によっては建築許可又は重要文化財建築に対する承認を与えてはならないという事例があるであろう。また、あらゆる新しい使用事案の性質が確立された周囲の区域の特性にとって有害であると見なされることはあり得る。その為、原則として歴史環境の構造、周辺環境の状態や特性と両立できる最も実行可能な利用法を見出すことが狙いであるべきである。

【最も実行可能な利用法】

最も実行可能な利用法は、必ずしも最も有益な利用法である必要はない。建造物又は区域の特別な建築学上又は歴史上の重要性において最小限の影響を持ちつつ長期にわたって実行可能な新しい経済的利用法を探ることが、狙いとなるべきである。最も実行可能な利用法の実現には、構造の適合が求められるものとする。これは、建築学上・歴史上の重要性、特性や周辺環境の状態を考慮して、慎重にかつ敏感に行われるべきである。

23. 開発計画案によって最も実行可能な利用法を示すかどうかの決定は慎重に判断される必要がある。建造物又は区域の特別な建築学上又は歴史上の重要性に対して可能な利用法の経済的実現可能性との間で均衡が見出される必要がある。想像力・協力・柔軟性・市場性認識・技術的知識・歴史環境のさまざまな局面の相対的重要性に対する適切な理解が必要とされるであろう。

24. 区域によっては、投資の頻度及び尺度が歴史的建造物の潜在的な利用法の数进行限定するのに役立つ可能性がある。このような場合、助成金による支援の役割が調査されるべきである。保全助成金が利用可能な場合は、以下の活動を行うことができる。

- 歴史的な建造物・遺跡を開発する可能性の提供
- 最高水準のデザイン、良質の資材や質の高い出来栄の実現
- 他の資金供給源へのてこ入れ

地方自治体は、保全作業に対する助成金を与える為に自由裁量の権限を有する。これらの助成金の利益は、遺産計画に貢献できる広範囲にわたる他の組織との緊密な協力や協調によって、しばしば最適化され得る。これらには、ヒストリック・スコットランド及びスコットランドホームズ(Scottish Homes)、地方企業と宝くじ基金の販売業者のような行政機関が含まれる。

25. 政府の狙いは、以下の活動によって持続可能な開発を促進することである。

- 歴史的な資産・歴史環境の継続的利用を保護・維持・保全・促進する為の法的枠組みの適用

- 歴史環境の特性に配慮した経済的・社会的・物理的变化の促進

【保全及び経済的繁栄】

26. 歴史的建造物及び都市景観は、生活や労働の共同体にとって不可欠な部分である。保全政策によって、歴史的区域の繁栄と活気を維持し高めることに高い優先性が与えられるべきである。社会的包含に関する政府政策、経済的な活力及び成長は、特に我々の築かれた環境における継続的な再生を通じて支えられ得る。適切に維持されるならば、歴史環

境は継続的な使用において貴重な資源として残され得る。環境の質は、投資決定において重要な要因である。その為、継続的な歴史環境の保護、保全及び向上は、内部の継続的な投資の奨励や経済的繁栄の促進を可能にする安定性や質を提供することができる。歴史環境の文化的・環境的価値によって、地方共同体の生活の質が高まる。さらにそれは、観光や娯楽を通じて広範囲にわたる経済的利益を順次生み出すのに役立つことができる旅行・訪問先として、ある区域を売り込む助けとなり得る。

27. 共同の、保全によって導かれた施策が、多くの良好な再生の行動開始の基礎として採り入れられてきた。社会的・経済的・環境的な利益を実現する為に行われる遺産資源の注意深くきめ細やかな管理によって、我々の都市や田舎の再生に対する高品質、持続可能で好評な解決策をもたらすことができる。空いており、又は十分に利用されていない店舗上の住居の再生は、例えば衰退する中心街又は歴史的都市地域の活性化において重要な役割を果たし得る。より大規模な保全の行動開始やランドマークである建造物の再生が持つ環境上の影響は、区域に対しての信頼性を上げたり、投資を誘致したり、それによってその区域の経済的再生に貢献する助けとなり得る。衰退する都市又は村の遺産について新たに生まれた関心や評価も、場所、都市の誇りや地方の特殊性の意識を再燃させる助けとなり得る。そしてこれは、そのいっそう広範囲にわたる再生や地域共同体の復活のきっかけとして用いられ得る。衰退する都市又は市街地、海岸地区区域又はその他の経済的に衰退する歴史的名所においては、いっそう広範囲にわたる物理的・経済的及び共同体の再生の過程における要素としての保全という貢献が認知され、促進されるべきである。

必要とされる活動

【調査及び分析:効果的な政策及び一貫した判断の根拠】

28. 歴史環境の保護、保全及び積極的な管理に関する政策及び提案を推進する時には、我々の都市や田舎に存在する遺産資源に対する完全で詳細な分析と理解が肝要である。都市景観又は景観に関しては、歴史環境自体における特性や特徴だけでなく、隣接の区域とその区域の重要性に対する歴史環境の関係もここで扱われるべきである。同様に、保全目的の達成に与えられる行動と優先性の調整は、状況に合わせられなければならない。都市景観監査及び保全地区の特性評価の準備は、計画担当局が歴史環境に関する開発計画や開発管理の職務を実行する助けとなり得る。

【都市景観監査】

29. より広い都市又は田舎の環境に対する歴史環境の関係及び役割は、その保護、保全や向上の可能性を考慮するときに重要となる。都市景観監査の目的は、すべての町、村、又は都市とその周辺環境の状態の一部である物理的・環境保護的な土地利用特性を考慮することである。監査によって、その特性や個性の一因となる主要な要因、又はこの監査を強化するために取り上げられるべき問題が明確に示されるべきである。

30. 監査によって、都市設計、景観デザイン、都市の保全、輸送、考古学的遺産・自然遺産又は地域的環境に関するその他の問題が取り上げられる可能性がある。それは、歴史環境が構えられる状況を確認し、より良い全体的役割の理解、需要や築かれた環境に対して感じられる畏敬の念を可能にする助けとなるべきである。監査の範囲としては、例えば、すでに開発された土地又は空いた床面積の研究、既存・潜在的な環境の質の査定又は普及様式の調査が含まれ得る。監査の実行では、計画担当局が歴史環境における社会的・経済的・物理的变化が合意された計画やアーバンデザインの枠組みの中でいかにして受け入れられ得るかについて勧告するのにより良い立場にいることを保証するべきである。それらの計画担当局は地方計画過程を性格づけることができる。小都市に関して都市景観監査をどのように準備するべきかについての勧告は、PAN52 小都市計画 の付属文書Aで提供される。

計画担当局は、それらの区域で都市景観監査の必要性を考慮し、優先性に基づいてこれらを実行するべきである。

【保全地区評価】

31. 保全地区評価では、保全地区の領域内に含まれる可能性が高い区域に焦点を合わせ、特別な重要性又はその区域、又はその特性や外観の一因となる主要な要素を定義する方法を追求する。これは、単に視覚的な要素以上のものを構成するであろう。保全地区評価では、以下の事項が対象になり得る。

当該区域の考古学的・歴史的重要性

定住地の起源及び発展

建造物の種別と街路のレイアウトにおける、その区域において一般的で昔に行われた使用の影響

建造物の間にある空間の特性及び関係

積極的な貢献をする建造物、特徴及び要因

樹木や空き地の寄与

景観又は都市景観の周辺環境の状態及び保全地区評価に関して出てくる（その結果や評価そのものに対する）意見

地方の細部の装飾とデザイン特性の寄与(資材等)

交通又は移動のパターンの性質及び影響

その区域への変化に対する圧力

悪影響を持つ建造物、特徴又は要因

32. 評価の準備は、保全地区の領域を定義する助けとなるであろう。各特定区域の特性や外観を評価することによって、特性や外観おけるそれらの影響に関して開発計画案を査定することもいっそう容易になる。評価の主な調査結果が地方計画の中にまとめられると、それらの調査結果は、指定された区域に影響を与える開発計画案が査定される対象となり、それによっていっそう整合性がとれてさらに詳しく踏み込んだ意思決定過程をもたらす基準として使用することができる。当局の指名の正当化は、区域の特別な重要性やその特性・外観に対する当局の査定に反映される為、建築許可や保全地区の承認を却下することに対する嘆願について考慮する時に、国務大臣が検討することになる要素である。

33. 向上事業計画を準備する時に、計画担当局と他者によるさらなる行動の機会について明らかにすることによって、評価は、重要な管理手段としての役目を果たし得る。評価は、開発の機会を見出し奨励する時にも役割を果たし得る。計画担当局は、保全地区に影響を与えるさまざまな土地利用問題に関して広範囲にわたる公共の協議の機会も提供する。そして、それらが行う準備は、それらの地方計画政策の立案、監視や評価において計画担当局を支援し得る。評価は、例えば現在の都市景観遺産に対する行動開始 (Townscape Heritage Initiative) を通じて連携した資金供給を保証する時に、保全地区における計画に対しても助けとなるであろう。

計画担当局は、既存の保全の指名を再考する時に、さらなる指名又は向上事業計画の案出を奨励して特性評価を準備するべきであり、優先性に基づき、それらの区域において特性評価をすべての保全地区に対して準備することを考えるべきである。

【開発計画】

34. 開発計画は、歴史環境に関連する政府の目的を達成することにおいて、主要な役割を有する。それらの開発計画では、ヒストリック・スコットランド と他者にとって利用可能な手段を補完したり強化したりするのに役立ち得る、歴史環境の保護、保全や向上の為の土地利用計画や開発の枠組みが提供されるべきである。

35. 現在、すべての建築計画及び採用された地方計画では、不確定性を取り除くことができ、適切であれば開発の機会を奨励できる、歴史環境開発計画の保全に関する政策条項がいくつか形作られる。計画担当局は、歴史環境の保護、保全や向上の為に包括的で統合された政策条項を作成するべきであり、それに関して影響が査定され決定がなされ得る計画状況が提供されることになる。

36. 建築計画の主要な役割は、計画期間にわたって生じる可能性が高い変化の尺度を査定することと、歴史環境の特性を損なうことなく新しい開発が受け入れられることを保証することである。開発計画準備に対する協力施策が不可欠である。歴史環境における相互に関連した問題と重要性の本質によって、このような施策が採用される必要性が強調される。

PAN37 構造計画 (Structure Planning) も参照のこと

建築計画において行われるべき作業:

戦略的な計画目的に関連する歴史環境の主な要素の提示

当局による歴史環境の保護、保全や向上に関する一般的な政策の明確化

歴史環境の保護、保全及び積極的な管理に対する統合された施策が追求されるべき場所の優先性の判断

PAN49 地方計画 も参照のこと

【地方計画】

37. 地方計画において、建築計画の戦略的な枠組みは、いっそう詳細な政策によって支援されるべきである。地方計画の準備によって、それらの目的、政策と歴史的地域の保護、保全や向上の基準について明確化してきちんと指定する機会が地方自治体に提供される。有効な局地的計画を達成するには、公共の参加を含めての、政策立案への協力施策も重要である。国営及び地方のアメニティ団体は、歴史的資産の居住者や所有者とともに、特に重要な寄与を行うであろう。建築許可の為に申請の決定において関係をわずかしか又は全然持っていないが、計画担当局が区域で達成しようと努める開発の基準を明らかにかつ簡潔に述べるべきである、という重要文化財建築の問題に関する詳細なガイダンスによって、開発計画に負担がかかり過ぎてはならない。

地方の開発には、以下の作業が必要とされる。

歴史環境や、適切であれば、その景観又は都市景観の周辺環境の状態を提案地図に定義すること

歴史環境及びその周辺環境の状態の保護、保全や向上の政策を含めること
保全地区の指定及びそれらの境界線の検討に関する提案を概説すること
保全地区に関する既存及び提案された第4条指令への参照を含めること
保全地区や、重要文化財建築と保護対象に指定された記念建造物、重要文化財建築及び保全地区の周辺環境の状態に影響を与える開発の宅地における開発計画案に適用される基準を概説すること
保全地区における重要文化財建築や非重要文化財建築の一部改築、向上、破壊又は再利用に関する提案に適用される基準を明記すること
再生又は復興の機会等、向上計画の優先性を明確化すること
開発概要、デザインガイド(第53項参照)、特性評価(第31項参照)及びその他の関連するガイダンスが用意される遺跡や区域を示すこと

【開発管理】

38. 法制は、開発計画における政策とともに、を歴史環境に影響を与える開発管理の決定に行う為の状況を提示する。過程を支援する為に、計画担当局は以下の作業を行うべきである。

開発計画と他の関連するガイダンスを通して、新しい開発で歴史環境が受ける影響について開発者に通知すること

歴史環境に影響を与える開発計画案に関して早期の協議を求めることを開発候補者に対して奨励すること

建築家等の経験豊かな職業アドバイザーと共同し、歴史環境の知識、理解や評価によって提案が案出され提示される場合、結果として生じ得る利益を強調すること

開発事案の本質の詳細とともに申請が遺跡の歴史上、建築学上、環境上、考古学上の重要性に関する十分な情報を伴うようにし、それによって提案の影響を査定して提案を正当化できるようにすること

提案が伝統的な建材の詳細な知識、建築方法及びそれらの性能に基づいていることを保証すること

重要文化財建築及び保全地区に関するガイダンスの覚書の範囲内に含まれる政府の政策及び勧告が当然考慮されるようにすること

開発が構造とデザインに関して質の高いものであることを保証すること。それは、隣接した建造物と周囲の区域の設置、密度、縮尺、集結、割合、資材、景観周辺環境の状態、接近の機会の手配、地方のデザイン特性や、歴史的特性に敬意を払うべきである。

特に複雑な申請の受領に関して、歴史的建造物視察団(The Historic Buildings Inspectorate)の専門家の非公式の勧告を求めること

重要な開発計画案のデザイン局面において、それらが歴史環境に影響を与えるため、

スコットランド王立美術委員会(The Royal Fine Art Commission for Scotland)の意見を求めること

歴史環境の内部と隣接する領域の両方について開発計画案を考える時に、歴史的な写真、記録文書保管所の資料(国立記念建造物記録保管所 (National Monuments Record)、地方の遺跡・記念建造物記録保管所(SMR)、並びに自治都市調査(Burgh Survey)の収集等)、その他の関連情報を十分に活用すること

SODD 回状第 30/1996 号:王立美術委員会への諮問

39. 計画担当局は、周辺環境の状態に悪影響を与えかねない不適切な開発が行われる指定区域に起こり得る結果にも関心を持つべきである。

【第 4 条指令】

40. 1992 年に、政府は保全地区及び重要文化財建築の宅地における開発に関していっそう厳密な管理を導入した。これを考慮に入れ、計画担当局は、既存の第 4 条指令の検討、そして適切であれば、撤回又は改正を強く奨励される。多くの状況においては、保全地区における開発全体に対して既存の管理が適切と見なされることが前提とされるべきである。保全地区の目的の大部分は、適切な開発の奨励に関する積極的な提案等開発計画政策の枠組みを確立することや、既存の開発管理権限の厳しい適用によって満たされ得る。それにもかかわらず、指令は、重要な一体化の要素 (例えばドア、窓と街路の調度品) を保護する助けとなることにおいて、そしていくつかの区域の特性や外観の逐次的な浸食を抑制することにおいて、果たすべき特定の役割を持つものとする。これは特に、資源が促進事業計画に投資された指定区域、特に通常、計画管理の範囲外でこれらが要素の維持又は提起を必要とする区域で重要である。しかしながら、積極的な政策の枠組みが整っていない場合は、求められる可能性がある第 4 条指令はすべて確認されず、認められた開発権利を限定することに対して提唱された正当化が明確にならない可能性がある。保全地区における第 4 条指令は、指令を行う当局の理由の声明によって支援される必要がある。これには以下の要素が含まれる。

都市及び国土に関する計画(一般的に認められた開発)(スコットランド)の命令(GPDO、1992 年制定)、及び SOEnvD 回状第 5/1992 号を参照のこと

区域の特別な重要性やその特性・外観に対する評価

提案された指令が保護するように望まれるという特性や特徴の指標の明確化

その区域の特別な建築上・歴史上の重要性に対する、あらゆる既存又は示唆された畏

敬の念の性質に関する指標

保存又は向上に対する当局の提案の細部

計画担当局が新しい開発から求める質に関する補足の計画ガイダンスで補完された、強固な保全政策の枠組みの証拠

回答に与えられた考察が受け、影響を与えられる可能性が高いそれらと一緒に実行された協議の段階の提示

許可された開発権利の行使によって、起こされ又は起こされる可能性が高い損傷の提示

41. 第 4 条指令は、それらが重要文化財建築、国務大臣によってそのようなものとして通告された建造物、又は重要文化財建築の宅地における開発に関する事例ではないが通常、国務大臣の認可を必要とする。

【重要文化財建築の管理】

42. 物質的考察が他の点で示されていない限り、建築許可の申請が計画どおりに決定されるべきであることは計画法制の必要条件である。計画提案が重要文化財建築又はその周辺環境の状態に影響を与える場合、重要な物質的考察は、建造物やその周辺環境の状態、又はそれが所有する特別な建築上・歴史上の重要性に関するあらゆる特徴を保存することについて言うならば望ましいことである。しかしながら、重要文化財建築に対する承認の申請の決定で主要な考察は、建造物、その周辺環境の状態、又は特別な建築上・歴史上の重要性に関するあらゆる特徴を保存することの望ましさに対して特別な関心を持つ為の法的要件である。重要文化財建築に対する承認の為の申請を決定する時、関連する補足のガイダンスとともに、重要文化財建築に関連する開発計画政策は、まだ考慮に入れられるべきであるが、法的要件と同じぐらいの重要性が与えられるべきではない。

43. 重要文化財建築に対する承認に関するすべての申請及び重要文化財建築に影響を与える建築許可の申請の考察に関連する問題には、通常、以下のものが含まれる。

その一覧表登録状態を正当化する建造物の特定の物理的特徴に関する開発計画案の影響。一覧表に関する説明は、個々の建造物を識別する時には有用であるけれども、それらは保存する価値を持った特徴を網羅した一覧表というわけではない。

重要文化財建築に対する意見と重要文化財建築から生じる意見における開発の影響に特定の関心を持つことによる、建造物の周辺環境の状態及び都市景観又は景観に対するその寄与

特に(他の重要文化財建築を含めて) その区域の経済的再生又はその環境の向上に貢献することによって、作業事案が共同体に利益をもたらすとされる程度

重要文化財建築の特性又はその周辺環境の状態に悪影響を与える開発に対して推定の根拠があるべきである。覚書の附属書類 1 では、歴史的建造物の処置の為の指針が明らかにされる。これらは、計画担当局がそれらの特性において開発計画案の影響を確証するのを助ける為に使われるべきである。覚書を支持する技術的ガイダンスは、TAN 及び研究報告の形式で ヒストリック・スコットランドから入手可能である。

(重要文化財建築及び保全地区の)計画(スコットランド)に関する法律第 15 項、及び SODD 回状第 4/1998 号:建築許可における条件の行使

44. 計画担当局は、重要文化財建築承認のあらゆる助成金に条件を置くものとする。しかしながらこれらは必要で、建造物又はその周辺環境の状態又はすべての特別な建築学上・歴史上の重要性の特徴を保存することに関連し、他のすべての点で実施可能、的確で合理的でなくてはならない。

45. 範疇 A 及び B に属する重要文化財建築の一部改築 (変質)又は向上の為の重要文化財建築に対する承認の申請や、重要文化財建築に対する破壊作業の申請は、すべて、どのような承認でも計画担当局によって公表される前に国務大臣に通告されることが必要である。範疇 A の重要文化財建築又はその周辺環境の状態に影響を与える建築許可に対して申請を決定する前に、計画担当局は国務大臣(ヒストリック・スコットランド)に相談しなくてはならない。計画担当局が申請を承認する意向を持っていて、国務大臣が、建築許可を与えないことを勧告したか、又は計画担当局が許可申請を行わないという条件を勧めた場合には、国務大臣は正式に通知されることが求められる。これによって決定に関する事例を要請する機会が国務大臣に提供される。

回状第 4/1997 号:計画に関する通知の申請を参照のこと

【保全地区の管理】

46. 保全地区の特性又は外観に影響を与える開発計画案を考慮する時に、計画担当局は、指定された区域の特性又は外観の保存又は向上に対して望ましいとされることに特別な注意を払わなくてはならない。計画担当局は、このことに高い優先性を与えるべきである。保全地区に影響を与える建築許可に関して申請を検討する時には、計画担当局は、以下のことに関心を持つべきである。

(重要文化財建築及び保全地区の)計画(スコットランド)に関する法律第 63 項

他の計画問題に関して提案の受容性があるにせよ、指定区域の特性又は外観の保存又は向上とあらゆる開発事案が対立する場合は、建築許可を与えることに対して推定がなされるべきである。

開発事案がその区域の特性又は外観において中立的効果を持つ（すなわち無害である）場合、その開発事案は区域の特性又は外観を維持するものと見なされるべきである。

提案は、保全地区全体の特性又は外観に対するそれらの提案の影響に関して査定されるべきである。しかしながら、特性評価は、個々の区域の一部が異なった特性を持つものであることを実証し得る。この事例に当てはまる場合は、これらの個々の区域が持つ特性に関して査定され得る。

開発事案が消極的・積極的な影響を持つ場合、これらは相互的・全体的に考慮された提案と比較検討する必要がある。

計画担当局は、保全地区の外側にあるけれどもその外観、特性又は周辺環境の状態に強い影響を与えるとされる遺跡に関する開発計画案で、ありそうな影響をも考えるべきである。

【破壊】

47. 破壊に関する事前の考察は、例外なく明確な歴史上又は建築学上の重要性を持つ建造物を再利用する余地に対して与えられるべきである。重要文化財建築の破壊（全体的又は実質的な破壊を意味する）に関しては、妥当な疑義の域を越えて、それらを保持する実用的な方法を見出すことに関することすべてによってあらゆる努力がなされることが証明されない限り、このよう等の建造物も我々の環境において失われるべきではないというのが、政府政策である。しかしながら究極的には、重要文化財建築の破壊に関する申請の検討は以下のことに基づくべきである。

建造物の重要性

建造物の状態

使用中の建造物を保持する為に行われる努力の適切性

共同体が再開発から利益を得る程度

重要文化財建築の破壊に関する申請はすべて、有効活用での建造物の維持の実現可能性を見定める実行可能性調査とともに建造物の状態に関する報告で支援される必要がある。破壊された重要文化財建築について提案される復元方法は、いずれも、その構造やデザインに関して同等の質を備えるべきである。これを確立する為に、再開発の事業計画の詳細が計画担当局に提出されるように求められ、計画や重要文化財建築に対する承認についての関連申請も一緒に検討されるように求められる。重要文化財建築に対する破壊作業全体

の運用管理に関する政府政策におけるガイダンスの主な情報源は、覚書第 2.10 項乃至第 2.14 項に含まれる。

48. 保全地区指名によって、保全地区における非重要文化財建築の破壊(全体的又は実質的な破壊を意味する) に関しては保全地区に対する承認を得る必要性が生じてくる。しかしながら保全地区に対する承認の必要性から免除されることが数多くある。国務大臣には、保全地区に対する承認について申請すべてを通知することが要求される。

SDD 回状第 17/1987 号:重要文化財建築及び保全地区に関する新しい条項及びガイダンス改訂版付属文書 IV

49. 何が実質的な破壊を構成するか決定することは一般に事実と程度の問題であって、それぞれの事例で、状況の査定に関して計画担当局によって決定される必要がある。4 枚のうち3枚の外壁の破壊をもたらす破壊作業においては、通常、保全地区に対する承認が必要とされる。部分的破壊は、「一部改築¹」と解釈される(重要文化財建築及び保全地区の)計画(スコットランド)に関する法律の目的の為にある。従って、保全地区における非重要文化財建築の部分的な破壊の場合は、通常保全地区承認を必要としない。このような作業が「開発」の意味の中になく、国務大臣によって行われた指令によって免除されず、許可された開発権利の為ににならない場合は、その時に建築許可の申請が必要となる。計画担当局は、保全地区において破壊作業を実行する前に必要な手続きについて勧告することが可能である。

都市及び国土に関する計画に関する法律(スコットランド)(the Town and Country Planning (Scotland) Act 1997)第 26 項

50. 保全地区における非重要文化財建築の破壊に関する提案を考える時、計画担当局は保全地区の特性又は外観の保存又は向上の望ましいあり方に特別な関心を持つ為に法的要件を心に留めておくべきである。一般的な推定では、特に建造物が新しい実行可能な利用の支援が可能であることが実証される場合には、保全地区の特性又は外観に積極的な貢献をする建造物を維持することに賛同するべきである。政府政策及び保全地区における非重要文化財建築の破壊に関する管理に関係がある手続きについての主なガイダンスは、覚書第 4.26 項乃至第 4.32 項に含まれる。

51. 歴史的建造物や都市景観の破壊又は重大な一部改築の場合、計画担当局は実行できるところはどこでも、できる限り多くの調度品、建具や建築の細部の装飾が作業から守られるように努めるべきである。計画担当局は、決定中の申請の前に、申請者にドア、窓、店頭、切石又は暖炉のような建材や細部の重要性を知らせるべきである。計画担当局は、それら

の長期の保存と再利用を保証する為にあらゆる承認に対して条件を定めることも考えるべきである。

【建造物の記録】

52. スコットランドの古代及び歴史的記念建造物に関する王立委員会 (Royal Commission on the Ancient and Historical Monuments of Scotland, RCAHMS) は、重要文化財建築やこれらが保全地区にある非重要文化財建築を破壊するという提案を、すべて正式に通知されなくてはならない。同委員会は、考古学的又は建築学的な記録を編集する機会をそれらに提供する。通知は、重要な一部改築の場合においても適切であることがある。歴史的建造物、構造物や街並みの破壊又は重大な改造の場合はいずれも、計画担当局は、申請者が作業事案の実行中に破壊される特徴の記録について適切な計画を取り決めることを承認の条件にすることも奨励される。計画担当局は、このような条件と、それらの区域で作業において実行されたすべての記録を RCAHMS に知らせるべきである。考古学的又は建築学的な調査は、これらが存在するスコットランドの国立記念建造物記録保管所 (National Monuments Record of Scotland) 又は地方の遺跡・記念建造物記録に委ねられるべきである。重要な隠された特徴物又は埋もれた遺跡があることが作業中に明らかになる可能性がある場合、計画担当局は、適切な取り決めがそれらの保有又は記録の為に行われるように保証するべきである。

覚書第 2.55 項及び第 2.66 項を参照のこと

【補足的活動】

53. この指針では、新しい建造物の開発及び再利用が歴史環境の長期的な未来を保証する時に果たし得る役割が強調される。最新の建築様式及び革新的な新しいデザインも、その特性や外観に大いに貢献し得る。開発概要とデザインガイドの立案や出版は、利用や位置設定に関して適切な新しい開発を保証する助けとなる。それらは、高品質のデザイン解決策を促す助けにもなる。これらの準備に対しては、共同の、そして学際的な施策がとられるべきである。

NPPG1 計画体系 第 37 項を参照のこと

計画担当局は、高品質の、そして申し分がなく考案された新しい開発を容易にして促進する為に、歴史環境における主要な開発の機会についての開発概要及びデザインガイドを

案出し、出版するべきである。

【開発に関する指示事項】

54. 開発概要は一般に遺跡に特有であって、開発を指導する為に、あらゆる物理的、技術的、その他のデザイン上の制約や考察を、優先的な土地使用種別についての言明とともに際立たせようと努める。それらは、開発候補者に開発計画案の実現可能性の査定を早く行うことができるようにするのに十分なほど詳しく記述されるべきである。一般に、開発概要において含まれる情報が図表の形式で提示される場合は、便利である。

【デザインガイド】

55. デザインガイドは、地方のデザイン特性を見出し、それらの保有を促進するため、適切であれば図解された実例によって、支援された政策を明らかにすることを目指す。デザインガイドは、区域における開発計画案の全体的な質に影響を与える役割を果たし得る。それらは、新しい開発が確立された保全地区の特性又は外観の維持又は向上を保証する助けともなり得る。公の協議に従う場合、補足の計画ガイダンスが、建築許可の申請を決定する上で重要な物質的検討事項となり得る。

【危機に瀕した歴史的建造物】

56. いかなる時も、多くの歴史的建造物が軽視による危機にさらされる状態にある。この方法による、築かれた遺産の損失は、環境的・物質的な資源の不必要な浪費のもとになるだけでなく、将来の世代が享有すべき文化遺産の保護をうまくできないことをも表す。計画担当局は、スコットランド市民トラスト(危険な状態にある建造物の記録の作成を担当) と共同で、それらの区域で危険な状態にある歴史的建造物について明らかにすることを奨励される。建造物が破損に陥る理由の理解の他に、重要文化財建築在庫の構造の調査及び分析によって、計画担当局が行動の優先性を決定できるようになる。重要文化財建築が軽視によって危機にさらされる状態にあり、建造物を保全するその他すべての手段が尽くされる場合、適宜、計画担当局は、建造物保存に関する通告(Building Preservation Notices)、重要文化財建築施行に関する通告(Listed Building Enforcement Notices)、緊急作業に関する通告(Urgent Works Notices)、修復に関する通告(Repairs Notices) や規定的な購入手続きを実施する為に自らの権限を活用することも強く奨励される。取り返しのつかない損傷を防いだり、修復や更生の費用を最小限にしたりする必要がある場合、早期の介入は非常に重要

である。建造物保存トラストは、ある特定の基金からより高い利率の助成金を入手する権利の他に、慈善活動の立場にあるという利点を持ち、修復やその後の管理又は処分に対する意見によって、しばしば重要文化財建築の所有権の取得を進んで検討しようとする。

覚書第 3 項を参照のこと

建造物の崩壊を食い止め、適切な新しい利用法を見出すことに関心を持たせられなかったすべての要因の結果として、その建造物が軽視によって極めて危険な状態にある場合、計画担当局はいくつかの新しい開発の利点について考えるべきである。開発の実現化についての第一の目的は、差し迫った倒壊又は後々の崩壊から歴史的建造物を救うことであるべきである。高品質の、革新的な新しい建築様式やデザインは、ある特定の場所で、歴史環境の特性を向上するのに役立つ可能性がある。しかしながら、いくつかの建造物の周辺環境の状態やインテリアは、それらの形状又は機能を補完する為にデザインされ、現存する。これらの場所は、あらゆる量の新しい開発に対して極めて敏感であり、保護される必要がある。開発の実現化は、例外なく、開発の実現化の取引から集められた基金が開発の実現化が関連する建造物又は建造物の保護にうまく向けられるように、規制されるべきである。これは、通常、計画合意によって実現可能である。

【開発の実現化】

これは、建造物又は遺跡の開発可能性を開き、それらの修復を可能にする為に必要な最小限の事項であるべきである。それは、歴史環境の建築学上・歴史上の重要性、特性や周辺環境の状態における影響を最小限にする為に設定され、デザインされるべきである。

回状第 12/1996 号：計画合意を参照のこと。

【結び】

計画体系には、スコットランドにおける歴史環境の質の判断、維持及び向上を行うことにおいて果たすべき役割がある。不適切な開発は、単に区域を調査するのに値しないものにするだけではない。それは重要な文化遺産を侵害し、新しい投資を誘致する努力を損ない得る。持続可能な開発の実現は、変化に対して受容できる機会の検証や促進によって歴史環境の保護を満足させることにつながる。計画体系は、大いにこの過程を支援し得る。構造及び地方計画は、歴史環境の保護、保全や向上に対する一体化した施策に基盤を提供することができる。開発管理過程では、新しい開発、再開発を含めて、更生と一部改築、がその

特性や周辺環境の状態を尊重して、付加価値を生成することを保証する手段が提供される。保全は、後向きであってはならない。NPPG では、及び積極的な施策が提唱され、歴史的建造の有効な寿命やさらに広い歴史環境が持続し得る方法を見出す必要性が強調される。いくつかの区域の生命力、生活適性及び活気の維持や向上は、歴史環境の質の維持と緊密に結びつく。従って保全への積極的な施策は、より広い経済的、社会的、そして環境的な利益をもたらす得る。

注記

本 NPPG の内容についての問い合わせは、下記まで。

David Leven,

Planning Services Division (0131 244 7148)

または、E メール: david.leven@scotland.gov.uk

本 NPPG に関する追加のコピーについては、下記に電話の上、入手すること。

David Love 0131 244 7066

他の計画集文書と同様、この NPPG は、以下のスコットランド局のウェブサイトにおいて利用可能である。

www.scotland.gov.uk/planning/

【参考文献】

主要法制

Historic Buildings and Ancient Monuments Act 1953

Ancient Monuments and Archaeological Areas Act 1979

Town and Country Planning (Scotland) Act 1997

Planning (Listed Buildings and Conservation Areas) (Scotland) Act 1997

副次的法制

The Town and Country Planning (General Permitted Development)(Scotland) Order 1992
(SI 1992/223)

The Town and Country Planning (General Development Procedure)(Scotland) Order 1992
(SI 1992/224)

Town and Country Planning (Listed Buildings and Buildings in Conservation Areas)
(Scotland) Regulations 1987

(SI 1987/1592) (一部改訂予定)

回状

17/1987 New Provisions and Revised Guidance related to Listed Buildings and Conservation Areas

5/1992 The Town and Country Planning (General Permitted Development)(Scotland) Order 1992

6/1992 The Town and Country Planning (General Development Procedure)(Scotland) Order 1992

15/1995 The Town and Country Planning (Demolition which is not Development)(Scotland) Direction 1994

12/1996 The Town and Country Planning (Scotland) Act 1972 Planning Agreements

30/1996 Consultation with the Royal Fine Art Commission for Scotland

4/1997 Notification of Planning Applications

4/1998 The Use of Conditions in Planning Permissions

国土計画政策指針

NPPG 1 The Planning System

NPPG 3 (1996 年改訂) Land for Housing

NPPG 5 Archaeology and Planning

NPPG 8 (1998 年改訂) Town Centres and Retailing

NPPG 14 Natural Heritage

NPPG 17 Transport and Planning

その他の政府によるガイダンス

The Memorandum of Guidance on Listed Buildings and Conservation Areas (1998 年改訂)
(ヒストリック・スコットランド回状第 1/1998 号に併せて発行)

計画への勧告に関する覚書 (PAN)

PAN 37 Structure Planning

PAN 40 Development Control

PAN 42 Archaeology

PAN 49 Local Planning

PAN 52 Planning in Small Towns

英国の基準

BS 7913 Guide to the principles of the conservation of historic buildings

ヒストリック・スコットランドの刊行物

The Scottish Burgh Survey (PAN 52 付属文書 B 参照)

Dictionary of Scottish Building

A Future for Stone in Scotland

Stonecleaning a guide for Practitioners

The Repair of Historic Buildings in Scotland - Advice on principles and methods

TAN 1 (1998 年改訂) Preparation and Use of Lime Mortars

TAN 2 Conservation of Plasterwork

TAN 3 Performance Standards for Sash and Case Windows

TAN 4 Thatch and Thatching Techniques

TAN 5 The Hebridean Blackhouse

TAN 6 Earth Structures and Construction in Scotland

TAN 7 Access to the Built Heritage

TAN 8 Historic Scotland Guide to International Conservation Charters

TAN 9 Stonecleaning of Granite Buildings

TAN 10 Biological Growth on Sandstone Buildings: control and treatment

TAN 11 Fire Protection Measures in Scottish Historic Buildings

TAN 12 Quarries of Scotland

TAN 13 The Archaeology of Scottish Thatch

TAN 14 The Installation of Sprinkler Systems in Historic Buildings

TAN (準備中) Burrowing Animals and Archaeology

TAN (準備中) Rural Buildings of the Lothians: conservation and conversion

TAN (準備中) Lime Harling and Rendering

TAN (準備中) Scottish Aggregates for Building Construction

TAN (準備中) Treatment of Graffiti

TAN (準備中) Masonry-clad early 20th Century Buildings

TAN (準備中) Maintenance of Graveyards

TAN (準備中) Non-destructive Investigation and Recording